

令和7年第4回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和7年4月25日(金) 午前8時55分～11時00分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(10人)

会長代理

11番	川 畑 千 秋
1番	西 美 香
2番	野 元 京 子
3番	木 場 由美子
4番	樋ノ口 正 信
5番	古 賀 久美子
7番	池 田 一 成
8番	上迫田 薫
9番	外 藺 健 藏
10番	池 田 善 之

出席農地利用最適化推進委員(2人)

串木野地区1 古 川 千 明
串木野地区2 藤 園 宗 男

出席職員 篠原局長、松原主査、原田主査、棚町主査

議事録署名委員 (1番 西 美香 委員 ・ 2番 野元 京子 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| 日程第1 報告議案第5号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法について |
| 日程第2 議案第18号 | 農地法第3条第1項の規定に関する買受適格証明願(1件)について |
| 日程第3 議案第19号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請(5件)について |
| 日程第4 議案第20号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請(1件)について |
| 日程第5 議案第21号 | 非農地証明願(3件)について |
| 日程第6 議案第22号 | 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案について |
| 日程第7 議案第23号 | 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案について |
| 日程第8 議案第24号 | 令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)について |

会議の概要

局長 皆様おはようございます。ただ今から、令和7年第4回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに、本日は会長が欠席されておりますので、会長代理より挨拶をお願いいたします。

会長代理 (あいさつ)

局長 ありがとうございます。本日は開会に先立ちまして、「令和7年度の農業振興に関する重点施策等について」農政課の皆様へ、説明をお願いしてあります。農政課の皆様よろしく申し上げます。

農政課職員 (農政課説明)

局長 ありがとうございます。何かご質問等がありますか。

農政課職員 (質問等に対する回答終了後)

局長 農政課の皆様ありがとうございます。
それでは、総会の方を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は会長が行うことになっておりますが、本日は会長が欠席のため、同規則第17条により会議の議長を会長代理が行うこととなっております。会長代理、よろしく申し上げます。

議長 それでは会議規則に基づき、議長を務めさせていただきます。まず事務局より、本日の農業委員の出席状況について報告をお願いします。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員数10名で過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の2名の方々も、出席されていることを報告いたします。

議長 それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことに異議

はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

それでは議事録署名委員は、1番 西 美香 委員、2番 野元京子 委員をお願いします。

ただ今から、議事に入ります。日程第1報告議案第5号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(中間管理法)についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっていますので、関連する委員、〇〇委員、〇〇委員は、ご退席をお願いします。

(〇〇委員、〇〇委員退席後)

議長

それでは事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

1ページをお願いします。日程第1報告議案第5号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分は8件9筆16,269㎡です。1番と2番は後程28ページの一括方式の34番と35番で、新たな耕作者と契約を結ぶための合意解約です。3番から6番は後程29ページの配分計画案にて新たな耕作者と契約を結ぶための合意解約です。7番は後程12ページの3条申請のための合意解約です。8番は、農業経営から撤退するための合意解約です。よろしくをお願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第1報告議案第5号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(中間管理法)については、報告のとおり受理することで異議ございませんか。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第1報告議案第5号については、通知のとおり受理することといたします。

〇〇委員、〇〇委員は自席へお戻りください。

(〇〇委員、〇〇委員着席後)

次に日程第2議案第18号農地法第3条第1項の規定に関する買受適格証明願(1件)についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

日程第2議案第18号農地法第3条第1項の規定に関する買受適格証明願についてです。2ページをご覧ください。申請地は、市役所税務課の差押物件です。5月13日(火)に税務課の開催する農地の差押不動産の公売会へ参加資格を得るための申請です。農地法第3条第1項の規定による許可申請に必要な書類が添付されております。今回許可を頂いた場合、買受適格証明を発行します。公売で落札後に3条許可申請が提出されますと、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていない場合、農業委員会会長の判断で許可をして差し支えない旨も合わせて本日ご審議ください。税務課からの売却決定通知書が提出された後に、再度総会の審議を経ずに3条許可書を交付いたします。その際は、農業委員会総会時に報告議案でご報告いたします。3条申請と同じようにご審議いただきますので、調査は【正】を西委員、【副】を上迫田委員をお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長

それでは現地調査の報告をお願いいたします。

西委員

1番、西です。農地法第3条第1項の規定に関する買受適格証明願No.1について調査報告いたします。4月19日午前8時30分より、申請人立会いのもと、上迫田委員と調査を実施しました。資料の2～3ページをご覧ください。申請地は農用区域内農地です。公売による農地取得のための適格証明願の申請です。労働力は本人1人ですが、収穫時期は夫人が手伝うとのこと。農機具保有状況は、トラクター、耕耘機、草払い機等所有しています。営農計画としては一般野菜、ブロッコリー、トマト等を計画しています。現在も借地で野菜を栽培しており、市内の生産者売り場等で販売しているそうです。自宅からの通作距離は0.3kmです。また、申請地は農振農用地のため転用ができないことは申し添えてあります。申請人は労力施設・意欲とも十分にあり、耕作するものとみられます。私共としては何ら問題ないと見てきましたが、皆様のご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。ただ今事務局の説明及び現地調査の報告がありました。これより質疑に入りたいと思います。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第2議案第18号農地法第3条第1項の規定に関する買受適格証明願（1件）については、申請のとおり承認の上、落札後3条申請が提出された場合、現在と事業内容に変更なければ、再度総会の審議を経ず、農業委員会会長の判断で処理することでご異議ございませんか。

（「異議なし」呼ぶ者あり）

議長

異議なしということですので、日程第2議案第18号については、申請のとおり証明書を発行することとし、また落札後3条申請が提出された場合、現在と事業内容に変更がなければ、再度総会の審議を経ず、農業委員会会長の判断で処理することによって決定いたしました。

次に、日程第3議案第19号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は5件であります、事務局の説明、その後調査委員からの調査・報告をお願いし、5件終了後質疑に入ります。では、No.1について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

日程第3議案第19号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は5件です。4ページをご覧ください。No.1についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から所有する農地を売買により譲り受けたいという申請です。申請地は農用地区域外農地です。調査は【正】を古賀委員、【副】を野元委員をお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長

それでは調査委員の報告をお願いします。

古賀委員

5番古賀です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1について、4月22日（火）午前9時10分より、申請人代理人の行政書士立会いのもと、野元委員と調査をいたしましたので報告いたします。資料の4～5ページをご覧ください。今回の申請地は農用地区域外農地です。申請地を取得後の営農計画は、自家消費できる野菜を栽培します。取得する農地に必要とする労働力は2人となっておりますが、申請者は勤務があり、休み等を利用して農作業に従事します。農機具の保有状況は草刈り機、鍬等です。自宅からの通作距離は約15kmの20分程度です。何ら問題はないと思っておりますが、皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長

それではNo.2について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

6ページをご覧ください。No.2についてご説明いたします。譲受人

が譲渡人から所有する農地を売買により譲り受けたいという申請です。申請地は農用地区域外農地です。調査は【正】を野元委員、【副】を古賀委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 それでは調査委員の報告をお願いします。

野元委員 2番野元です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2について、4月22日(火)午前9時40分より、申請人の代理人の行政書士立会いのもと、古賀委員と調査をしましたので報告いたします。申請地の位置図は6～7ページになりますので参照してください。申請地取得後の営農計画は、じゃがいも、玉ねぎ、サニーレタス、ニガウリ等、自家消費用の野菜を栽培する計画です。申請地は農用地区域外農地です。労働力は家族5人で、農機具の保有状況は耕耘機、草刈り機等農機具一式保有され、自宅からの通作距離は約20mで2分程です。私たちの調査では特に問題はないと思われませんが、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長 次にNo.3について、事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査 8ページをご覧ください。No.3についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から所有する農地を売買により譲り受けたいという申請です。申請地は農用地区域外農地です。譲渡人に違反転用がありますので、後程、非農地証明願の20ページでご審議いただきます。調査は【正】を木場委員、【副】を池田善之委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 それでは調査委員の報告をお願いいたします。

木場委員 3番木場です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3について、4月22日午前9時より、申請人の代理人行政書士立会いのもと、池田善之委員と、私とで調査を実施しましたので報告いたします。位置図は8、9ページを参照してください。農用地区域外農地の申請地2筆を売買にて取得後は、自家消費用の野菜を栽培する計画です。譲受人と譲渡人はいところで、現在は薩摩川内市に住んでいる譲渡人から、家も土地も譲り受けたそうです。その中で違反転用のものがありますので、後程報告があります。〇〇は、耕作されていないので、取得後はちゃんと管理をするという説明を受けてまいりました。農機具は今のところ草払い機しかないということなので、管理機等をこれから購入するとのことです。自宅から通作距離は10mです。私達が調査した結果問題はないと見てきました。皆様のご審議をよろしく

お願いします。

議長 次 No. 4 について、事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査 10 ページをご覧ください。No. 4 についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から所有する農地を売買により譲り受けたいという申請です。申請地は農用地区域内農地です。譲渡人に違反転用がありますので、後程非農地証明願の 22 ページでご審議いただきます。調査は【正】を樋ノ口委員、【副】を久木山委員をお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長 それでは調査委員の報告をお願いいたします。

樋ノ口委員 4 番樋ノ口です。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 No. 4 について報告します。4 月 19 日午前 8 時 30 分から、行政書士、久木山委員と私で現地調査してきましたので報告します。申請地は資料の 10、11 ページを参照してください。申請地は生福〇〇と他 2 筆の計 518 m²で売買です。申請地は現在譲受人が耕作されています。申請地取得後の営農計画は野菜で、主にトマト、きゅうり、なす、ピーマン、オクラ等を栽培し、自家消費します。労働力は常時 1 人ですが、忙しい時は奥さんが手伝うとのことです。農機具は草払い機、耕耘機など保有しています。自宅からの距離は宅地の隣接地です。問題ないと見てきました。ご審議方よろしくお願いします。

議長 次 No. 5 について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 12 ページをご覧ください。No. 5 についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ所有する農地を贈与により譲り渡したいという申請です。申請地は農用地区域内農地と農用地区域外農地です。先程 1 ページで合意解約のご審議をいただきました農地も含まれております。調査は【正】を外菌委員、【副】を岩下委員をお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長 それでは調査委員の報告をお願いいたします。

外菌委員 9 番外菌です。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 No. 5 について報告します。4 月 22 日午前 8 時 30 分に申請人と、申請人代理の行政書士立会いのもと、調査を実施しましたので報告いたします。申請地の位置図は 12、13、14、15 ページを参照してください。申請地は農用地区域内農地と、農用地区域外農地です。申請地は現在譲受人

が全て管理し、馬鈴薯を中心に作付けされ、今後も馬鈴薯、甘藷、水稲を作付け予定です。労働力は常時1人です。農機具は植付け、収穫に必要な機械は所有されています。自宅からの通作距離が一番遠い所が車で5分程度です。管理もしっかりとされており、問題ないと見てまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明及び調査委員からの調査報告が終わりました。それでは、これより1件ごとに質疑に入ります。まずNo.1について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それではNo.2について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それではNo.3について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次のNo.4について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それではNo.5について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、日程第3議案第19号農地法第3条第1項の規定による許可申請(5件)については、申請のとおり許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしとのことですので、日程第3議案第19号については、申請のとおり許可することといたします。

次に日程第4議案第20号農地法第5条第1項の規定による許可申請(1件)についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

原田主査 日程第4議案第20号農地法第5条第1項の規定による許可申請1

件についてであります。16 ページをお開きください。本申請は平成 31 年 3 月 25 日から、営農型太陽光発電施設として一時転用で 3 年毎に更新されてきましたが、令和 7 年 3 月 24 日の許可期限をもって営農型をやめ、太陽光発電施設として使用貸借により今後も利用を続けていきたいための申請となります。ヒサカキについては令和 5 年まで順調に生育していましたが、令和 6 年から申請地の土壌の水分が多すぎるため、根腐れが原因で 20 本の立ち枯れが発生しました。排水工事等検討しましたが多大な経費がかかるので栽培を断念しました。現在のヒサカキについては、移植に適した時期の 10 月に大里〇〇へ移植します。また、営農型を中止することについての理由書が添付されています。当初、申請地は農用地であったため、営農型でしかできない農地でありましたが、現在は農用地から外され、第 2 種農地の駅から 500m 以内農地となっております。既に設置してあるため、代替地の検討はしてありません。調査委員は【正】を川畑委員、【副】を池田一成委員にお願いしてあります。本日は会長が不在のため、川畑会長代理に司会をお願いしてありますので、【副】の池田一成委員に説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

池田一成委員

7 番池田です。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 No. 1 について調査報告いたします。4 月 22 日（火）午前 9 時より、代理人である行政書士立会いのもと、川畑委員と実態調査しました。川畑委員が議長を務めることから、私より報告させていただきます。転用目的について資料 16、17 ページをご覧くださいますが、申請地の登記は田 908 ㎡で、第 2 種農地です。平成 31 年に営農型太陽光発電施設の許可を得て、当初は原木しいたけ栽培をしていましたが、豪雨被害を受けたことから、令和 2 年にヒサカキ栽培に変更しています。しかしながら、根腐れが発生してうまく生育せず、令和 6 年に植え替えをしたものの、同様の状態であり、栽培環境に適さない土地であると判断し、申請人は当該地での営農型栽培を断念したとのことです。貸人と借人との使用貸借権を継続する中、営農型太陽光発電施設の一時転用許可から、太陽光発電施設の農地転用し、地目を田から雑種地へ変更する申請となっております。当該地は、農地として利用困難な農地であること、既に営農型太陽光発電施設の許可を得ていること等、現状と変わらない環境にあること、土地の条件と目的の確実性に合致し転用に問題はないこと、また、ヒサカキを移設して太陽光パネル下の敷地整備を計画していることで、当該地は適正に管理されるものと思います。当該農地の隣接地を確認しましたが、北側に水路があり、他方は荒廃農地であることと、現行と全く変わらない状態を維持することになる

ため、新たな用水路や被害防止措置を講じる必要はないことを確認しました。資金的にも借人の預貯金残高を確認すると問題はなく、当該申請について瑕疵はないものと、調査報告申し上げます。皆様のご審議の程よろしく申し上げます。

議長

事務局の説明及び調査委員からの調査・報告が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第4議案第20号農地法第5条第1項の規定による許可申請(1件)については、申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第4議案第20号については、申請のとおり許可することといたします。

次に日程第5議案第21号非農地証明願(3件)について事務局の説明をお願いします。

原田主査

日程第5議案第21号非農地証明願3件についてであります。18ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。こちらはすでに違反転用と判断されております。農地法の許可を取らないまま、〇〇及び〇〇が、平成9年10月頃から申請地一体を事務所、資材置場、駐車場として賃借している状況で、始末書が添付してあります。

No.2についてご説明します。20ページをお開きください。こちらはまだ違反転用と判断されていない土地になります。昭和54年に、亡くなった父が隣接地の大藪〇〇に居宅を建てた際、同時期に倉庫を申請地に建てたもので、敷地の一部となっており、現在も倉庫と駐車場として利用している状況です。また、同時期に大藪〇〇は祠が建てられており、大藪〇〇は井戸がある状況です。調査委員は【正】を池田善之委員、【副】を木場委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

池田善之委員

10番池田です。非農地証明願No.2について説明いたします。4月22日午前9時10分より、代理人の行政書士立会いのもと、木場委員

と調査を実施しましたのでご報告いたします。申請地は第2種農地で、その他の農地です。位置図は20、21ページを参照してください。申請事由は、昭和54年に亡き父が隣接地に居宅を建てた同時期に②に倉庫を建て、現在に至るまで倉庫、駐車場として利用し、③には社が祀られ、①には古くから井戸があるためです。添付書類として申請地の土地登記全部事項証明書や地籍図が提出されています。現地確認しましたところ、①は井戸があって狭小であり、②は倉庫及び駐車場として利用され、③は社が祀られ周辺には竹などが繁茂しており、いずれも農地として不適と思われる。以上のことから非農地として判断して問題はないと考えます。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 それではNo.3について、事務局の説明をお願いします。

原田主査 No.3についてご説明します。22ページをお開きください。こちらは既に違反転用と判断されております。本件申請地は、隣接地所有者の〇〇氏が自宅を建築した際、境界を把握しておらず、自己所有地と誤認し、平成7年2月頃から駐車場に造成工事し、敷地の一部として利用されていた状況です。無断利用されていた〇〇氏の始末書が添付されております。

議長 事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。1件ごと質疑といたします。まず、No.1について何かご質疑ございませんか。

木場委員 いいですか。

議長 はい、どうぞ。

木場委員 No.1の所はですね、5～6年前の違反転用の調査で、〇〇が使用していて、その前が〇〇だったんです。ここは農地として使われていたことがなくて、違反転用の説明に行った時には、埋立てをする時に、会社がちゃんと手続きをしてくれていたと思っているようでした。今回2筆の申請ですが、他にも畑と田が残っている所は、地主さんが申請をしないとイケないので、こっちにいらっしゃらない方もいますので、まだまだ時間がかかるのではないかと思います。

議長 他に何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 それではNo.2について、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 それではNo.3について、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですので、日程第5議案第21号非農地証明願（3件）については、申請のとおり非農地証明を発行することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということですので、日程第5議案第21号については、非農地証明を発行することといたします。

次に日程第6議案第22号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっていますので、関連する委員、〇〇委員と、〇〇委員は、ご退席をお願いします。

（〇〇委員、〇〇委員退席後）

それでは事務局の説明をお願いします。

棚町主査 24から28ページをご覧ください。日程第6議案第22号令和7年7月1日開始の農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案についてです。新規で35件、64筆41,956㎡です。34番、35番は、先程1ページで合意解約のご審議をいただきました農地です。よろしくをお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。何かご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですので、日程第6議案第22号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案については、原案のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、日程第6議案第22号については、原案のとおり決定することといたします。〇〇委員、〇〇委員は自席へお戻りください

(〇〇委員、〇〇委員着席後)

議長 次に日程第7議案第23号農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 29ページをご覧ください。日程第7議案第23号令和7年7月1日開始分の農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案は、耕作者変更機構貸出分で、4件5筆6,872㎡で新規の契約です。先程1ページで合意解約のご審議をいただきました農地です。当初の契約内容を変更せずに、耕作者の変更のみを行う場合に用いられる契約です。よろしくをお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。何かご質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、日程第7議案第23号農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案については、原案のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、日程第7議案第23号については、原案のとおり決定することといたします。

次に日程第8議案第24号令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

松原主査 日程第8議案第24号令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)についてご説明申し上げます。資料の30ページをお開きください。Iの農業委員会の状況について、1現在の体制については、農業委員定数12名に対し12名、農地利用最適化推進員は、定数3名に対し4月1日現在は2名です。定数の3名になるよう、現在公募中でありませ

す。
2の農家・農地等の概要の右の表、認定農業者等の数については、農政課からの資料により作成いたしました。その下の耕地面積につい

ては、農水省からの資料によるものです。

次のページ、Ⅱの最適化活動の目標ですが、1の最適化活動の成果目標の②目標については、県からの通知により新規集積面積を8.2haとし、年度末の集積面積を201.5haとしました。(2)の遊休農地の解消としては、①は現状ですが、②目標のアのa緑区分の解消として、令和3年から5年間で解消するという目標を立てるという事なので、昨年と変わりません。なお、bの黄区分の利用状況調査で、草や背丈程の木が生えていて、草払いや重機を使い圃場整備すれば耕作できる状況に戻せるものということですが、その策定方針のように、地域との話し合い活動により関係機関と協議し検討するという旨の文を記載しました。その下イの新規発生遊休農地の解消については、10.8haとしました。

(3)新規参入の促進については、32ページの②目標として、面積は平成31年度から令和3年度の権利移動面積の平均5.7haの10分の1以上を設定するようにとのことで、0.6haとしました。

その下、2最適化活動の活動目標としては、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標として、一人当たり昨年同様1ヶ月で10日としました。昨年度は平均月12日でしたが、活動していても記録簿に記入していない方がいらっしゃいましたので、活動したら少しのことでもよろしいので記入していただけたらと思います。

その下(2)活動強化月間の設定目標は、昨年と同様に、11月と12月を農地パトロール、2月を総点検(戸別訪問)として記載いたしました。

その下、(3)新規参入相談会への参加目標は、昨年の実績と同様に新規就農者をはげます会に参加という事で、記載いたしました。

以上で説明を終わりますが、ご審議いただいた後、これを県に提出いたします。その場合県等から修正があった時は、事務局側で対応していきますので、ご了承いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。何かご質疑はございませんか。

木場委員 ちょっと、いいですか。

議長 はい、どうぞ。

木場委員 今までの委員の人達は、こういう形でわかるんですけど、新しく委員になられた方々は、意味がわからないんじゃないかなと思うので、もう少し詳しく説明をしていただいた方がいいんじゃないかなと思います。

議長 何でも活動をしたことは、記録簿に書いてくださいということ
です。後は事務局の方で処理しますので。

池田一成委員 すみません。

議長 どうぞ。

池田一成委員 31 ページの②のbの遊休農地の解消で、その方策がありますけど、
具体的に農政課や関係機関と情報を共有して、方向性を確認して検討
を行うということで、解消は本当にできるんですか。ここら辺は、も
うちょっと具体的に書くべきなのかなと思いますけど。

議長 どうでしょうか、事務局。

池田一成委員 私が思うに、大農家の方に遊休農地を耕作いただけるような環境づ
くりをしていかないといけないのかなと思うんですよ。正しいかどう
かはわかりませんが、そういうことを具体的に入れた方がいいので
はと感じたものですから、すみません。

外菌委員 はい。

議長 どうぞ。

外菌委員 池田委員が言われたように我々も考えているんですけど、今まで
ずっと農地のパトロールをする中では手が回らない部分が沢山あっ
て、構造改善されている所でも、場所によっては荒廃地になっている
状況の中で、農政課や市長にも意見書として出した中で、中々思うよ
うな回答は貰えないです。最初農業委員になった頃は、どうして耕作
ができないのだろうかとずっと思っていたところで、少しずつでも改
善するために意見書とかでお願いをしている中で、今言われたそこら
あたりはどこかで改善する余地があれば、農業委員会から意見を出し
ていければと思います。

池田一成委員 何で言ったかという、ここに工程表の策定方針を入れるようにな
っていますが、これが方針になるのかなと思ってですね。中々難
しいですが。

局長 遊休農地は緑区分と黄区分とありまして、緑区分というのが1年以上
耕作してなくて、人の背丈かそれ以上草が生えている、だけれど
も草払い等、耕耘とかすればまだ農地に戻せる状態ですが、黄区分と

いうと、それ以上に荒廃が進んでいて、木が何本か生えていて、重機を入れないと農地に戻せない形の農地で、それ以上放置したら非農地になったりするんですが、そういった所の農地であると、もし耕作をするということであれば、自分で農地に戻すとお金もかかるので中々厳しいところで、農政課とか関係機関と協議をしながら農地に戻すという形で進めていかなければいけないということで記入しているところです。池田一成委員のおっしゃるようなことも、今後検討していきたいと考えます。

議長

よろしいですか。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

それでは日程第8議案第24号令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)については、原案のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第8議案第24号については、原案のとおり決定することとします。(案)の文字を消してください。なお、細かな文章等の訂正等については、事務局に一任することといたします。

以上で、議事が終わりました。

議事録署名委員

• _____

• _____